

平成 26 年度診療報酬改定に伴う留意事項について

以下の 2 点について、会員所属の施設にて算定方法が変更になる可能性がありますので、ご確認をお願いいたします。

○運動器リハビリテーション料（I）で算定可能な疾患について

運動器リハビリテーション料（I）に係る届出を行っている保険医療機関において、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者のうち、当該疾患の手術を行っていない患者に対して、運動器リハビリテーションを提供する場合は、運動器リハビリテーション料（I）にて算定可能となっております。

<参考資料>

厚生労働省保険局医療課 事務連絡 疑義解釈 4（問 25）平成 26 年 4 月 23 日

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000044502.pdf>

○無床診療所における運動器リハビリテーション料（I）の算定について

平成 26 年 3 月 5 日の診療報酬告示において、運動器リハビリテーション料 I は、「病院又は有床診療所に限る」と示されておりましたが、3 月 14 日の事務連絡にて削除されることが通知されております。従いまして、4 月 1 日より病院または有床診療所に限らず無床診療所においても算定が可能となっております。

<参考資料>

平成 26 年厚生労働省告示第 57 号 平成 26 年 3 月 5 日

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000041349.pdf>

平成 26 年度診療報酬改定における届出の留意事項及び官報掲載事項の一部訂正について 平成 26 年 3 月 14 日

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000042335.pdf>